

会員登録ならびに年会費に関する細則

第1条（細則の目的）

本細則は、愛媛県日本拳法連盟規約第8条及び第9条に基づき、愛媛県日本拳法連盟（以下「連盟」という。）における会員ならびに団体の登録のあり方ならびに年会費の納入について定める。

第2条（個人会員）

個人会員は、連盟に個人として直接登録をした会員で、姓名、段位、現住所、生年月日、電話・メール等の連絡先などの個人情報を提供し、年会費として、毎年度 5,000 円を支払う義務を持つものとする。登録した情報に変更が生じた場合、個人会員はこれを速やかに報告し訂正する義務を負う。

第3条（団体の登録）

連盟に加盟団体として登録するには、個人会員たる代表者一名を含む5名以上をもって、団体名、所在地（稽古場ならびに事務連絡先）、指導者名を明確にし、所定の文書を持って登録することを要する。団体登録費として、毎年度 5,000 円を支払う義務を持つものとする。

第4条（団体会員）

団体会員は、連盟に所属団体を通し一括して登録された会員で、毎年度 3,000 円の年会費を支払う義務を負う。ただし、高校生の年会費は 2,000 円、中学生以下は 1,000 円とする。

第5条（年会費振込票の送付）

個人会員および各団体代表者は、原則として毎年4月末日までに、登録ならびに会費納入をしなければならない。

附則

この細則は、2020年4月1日から施行する。